

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

氏名：知念土建(株) 代表取締役 知念 美香  
住所：石垣市新栄町75-40

### 2. 指名停止措置期間

令和6年3月26日～履行追完を終えた日から1ヵ月を経過する日まで  
(※履行追完を終えた日は、履行追完確認をした上で定める。)

### 3. 指名停止措置の範囲

石垣市の発注する全ての工事(下請けを含む)

### 4. 事実概要

令和3年度に知念土建(株)が受注した、都市建設課発注の「旧空港跡地線道路改良工事(R3-1)」において、道路の排水流末で重要な排水施設(浸透井)が、設計図書で定めた箇所に設置されていないことが判明した。

### 5. 停止の理由

本件については、引き渡された工事目的物に契約不適合(瑕疵)があったものであり、これにより排水施設(浸透井)に不具合が生じたことから、契約不適合(瑕疵)が軽微であるとは認められず、「石垣市指名停止等の措置に関する要領別表第2号」に該当する。

### 石垣市指名停止等の措置に関する要領 別表

措置要件	期間
(過失による粗雑工事) (2) 石垣市が発注した工事(以下「市発注工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。(かしが軽微であると認められるときを除く。)	当該認定をした日から 1月以上6月以内

### 石垣市指名停止等の措置に関する要領 (指名停止の期間の特例) 第4条第4項

4 市長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を越える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。ただし、最大24月以内とする。

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

氏名：(有)平和建設 代表取締役 平田 永和  
住所：石垣市字真栄里408-6

### 2. 指名停止措置期間

令和6年3月26日～令和6年4月25日(1ヵ月間)

### 3. 指名停止措置の範囲

石垣市の発注する全ての工事(下請けを含む)

### 4. 事実概要

(有)平和建設が受注した、契約管財課発注の「石垣市旧庁舎解体工事R5-4」において、下請負人の作業員が令和5年12月13日14時20分頃、建物2階の底部でアスベスト養生作業の際に脚立を使用し、高さ4mから転落し、骨盤骨折を負った。

このことについて、八重山労働基準監督署から(有)平和建設(元請負人)及び諸喜田工業(下請負人)に対して、是正勧告書が出されたものである。

### 5. 停止の理由

当該事故については、労働災害を防止するために必要な措置を講じなければならなかったが、当該措置が講じられていなかったことは安全管理の措置が不適切であったと認められる。

このような状況で事故が発生し負傷者を生じさせたことについては、「石垣市指名停止等の措置に関する要領別表第7号」に該当する。

### 石垣市指名停止等の措置に関する要領 別表

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) (7) 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4月以内

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

氏名： 諸喜田工業 代表者 諸喜田 茂幸  
住所： 石垣市新川2297-13

### 2. 指名停止措置期間

令和6年3月26日～令和6年4月25日(1ヵ月間)

### 3. 指名停止措置の範囲

石垣市の発注する全ての工事(下請けを含む)

### 4. 事実概要

(有)平和建設が受注した、契約管財課発注の「石垣市旧庁舎解体工事R5-4」において、下請負人の作業員が令和5年12月13日14時20分頃、建物2階の底部でアスベスト養生作業の際に脚立を使用し、高さ4mから転落し、骨盤骨折を負った。

このことについて、八重山労働基準監督署から(有)平和建設(元請負人)及び諸喜田工業(下請負人)に対して、是正勧告書が出されたものである。

### 5. 停止の理由

当該事故については、労働災害を防止するために必要な措置を講じなければならなかったが、当該措置が講じられていなかったことは安全管理の措置が不適切であったと認められる。

このような状況で事故が発生し負傷者を生じさせたことについては、「石垣市指名停止等の措置に関する要領別表第7号」に該当する。

### 石垣市指名停止等の措置に関する要領 別表

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) (7) 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4月以内